

## 自衛隊統合達第11号

自衛隊の災害派遣に関する訓令（昭和55年防衛庁訓令第28号）第29条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣に関する達を次のように定める。

平成30年3月27日

統合幕僚長 海将 河野 克俊

### 自衛隊の災害派遣に関する達

中央即応集団の廃止及び陸上総隊の新編等に伴い、自衛隊の災害派遣に関する達（平成18年自衛隊統合達第20号）の全部を改正する。

#### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 災害派遣の実施等（第3条－第5条）
- 第3章 報告（第6条－第8条）
- 第4章 雑則（第9条）
- 附則

#### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この達は、自衛隊の災害派遣に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 統合任務部隊 法第22条第2項の規定により編成された部隊であつて、陸上自衛隊の部隊、海上自衛隊の部隊又は航空自衛隊の部隊のいずれか2以上から成るものをいう。
- (2) 近傍災害派遣 法第83条第3項に規定する災害派遣をいう。

#### 第2章 災害派遣の実施等

（災害派遣の実施）

第3条 自衛隊は平素から災害派遣計画及び大規模震災災害派遣計画を作成するとともに情報資料の収集等の準備を推進する。

- 2 災害に際しては、状況に応じ部隊等を派遣して救援等を行う。
- 3 撤収に当たっては、関係自治体等と密接に連携した上で、定められたところにより措置するものとする。
- 4 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊のそれぞれの部隊等が行う災

害派遣に関して必要な事項は、それぞれ別紙第1、別紙第2又は別紙第3に示すものとする。

(協同による場合)

第4条 派遣された2以上の部隊等は相互に協力して災害派遣を行うものとする。

2 同一地域に派遣された2以上の部隊等が、同一自衛隊の部隊等でない場合において、それぞれの部隊等の長の間には指揮関係がない場合においては、それぞれの部隊等の長は協議の上協同して災害派遣を行うものとするほか、必要に応じ防衛大臣が別に命ずるところにより災害派遣を行うものとする。

(統合任務部隊による場合)

第5条 統合任務部隊の編成が予定される場合には、統合任務部隊の長を命ぜられる部隊等の長は、災害派遣の実施に必要な細部を定め、所要の準備を実施するものとする。

2 災害派遣の実施に関し、統合任務部隊の長を命ぜられた部隊等の長又は自らが属する自衛隊以外の自衛隊の部隊等を指揮することを命ぜられた部隊等の長は、自らが属する自衛隊以外の自衛隊の部隊等を指揮するに当たっては、第3条第4項の規定によるものとする。

### 第3章 報告

(災害派遣概報)

第6条 災害派遣命令者は、災害派遣を命じた場合、災害派遣中適時及び撤収を命じた場合、次の各号に掲げる事項のうち、必要なものについて、努めて臨機に統合幕僚長にその概要を報告するとともに、関係する陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長に通知するものとする。なお、第3号及び第4号に示す報告事項の細部は、別表の示すところによる。

- (1) 災害の一般状況
- (2) 災害派遣要請者、災害派遣日時
- (3) 派遣部隊等の人員、装備品等
- (4) 活動状況

2 災害派遣命令者が近傍災害派遣を命じた場合の報告要領については、それぞれ別紙第1から別紙第3に示す規定によるものとする。

(災害派遣詳報)

第7条 災害派遣命令者は、災害派遣の規模が大きい場合又は災害が特異な場合において部隊等を撤収した場合には、統合幕僚長が別に示すところにより、次の各号に掲げる事項のうち、必要なものについて、撤収完了の日から20日以内に統合幕僚長に報告するとともに、関係する陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長に通知するものとする。

- (1) 災害の一般状況

(2) 派遣部隊等の人員、装備等及び活動状況

- ア 派遣部隊等の編成概要
- イ 派遣期間
- ウ 派遣場所
- エ 延派遣人員、装備等の延数
- オ 主要成果の概要
- カ 派遣部隊等の行動概要

(3) 隊員の死傷及び疾病等

(4) 派遣に要した経費

(5) 装備品等の消費、亡失、き損等の数量

(6) 表彰又は懲戒を行うべき事案

(7) 将来改善を要する事項及び所見

(8) その他参考となる事項

2 大規模震災災害派遣実施部隊の長は、大規模震災災害派遣において、部隊等を撤収した場合には、前項各号に掲げる事項のうち、必要なものについて大規模震災災害派遣詳報を作成し、撤収完了の日から20日以内に統合幕僚長に報告するものとする。

(四半期報告)

第8条 自衛隊の災害派遣に関する訓令(昭和55年防衛庁訓令第28号。以下「訓令」という。)第24条第2項に規定する報告は、陸上自衛隊の部隊が実施する災害派遣においては陸上総隊司令官が、海上自衛隊の部隊が実施する災害派遣においては自衛艦隊司令官、護衛艦隊司令官、航空集団司令官、教育航空集団司令官、練習艦隊司令官、地方総監及び機関の長が、航空自衛隊の部隊が実施する災害派遣においては各直轄部隊長が、それぞれの指揮下の指定部隊等の長が命じた災害派遣(自らが命じた場合を含む。)の状況について、四半期ごと、別紙様式により四半期の末月の翌月20日までにとりまとめ報告するものとする。ただし、指揮下の部隊等において派遣を命じた実績のない場合においては、報告を要しない。

#### 第4章 雑則

(委任)

第9条 自衛隊の部隊等の長は、この達の実施に関して必要な事項を定めることができる。

#### 附 則

この達は、平成30年3月27日から施行する。

## 別紙第1（第3条、第6条関係）

### 陸上自衛隊災害派遣実施要領

#### 1 災害派遣実施の担任

- (1) 陸上自衛隊の各警備区域内における災害派遣は、それぞれ当該警備区域内に所在する次に掲げる部隊等の長が行うものとする。
  - ア 近傍災害派遣においては、第4項第2号に規定する部隊等の長
  - イ ア以外の災害派遣（大規模震災災害派遣及び原子力災害に係る災害派遣を除く。）においては、訓令第3条に規定する指定部隊等の長
- (2) 大規模震災災害派遣は、大規模震災災害派遣実施部隊の長が行うものとする。
- (3) 各方面総監は、訓令第8条に規定する統合幕僚長が作成する大規模震災災害派遣に関する計画において適用の基準として定める大規模な地震の発生により、大規模震災の指定が予想される場合には、防衛大臣が大規模震災を指定するまでの間、陸上総隊司令官の命令に基づき、又は当該命令が発せられない状況が生じた場合は、発災地域を警備区域として担任する方面総監からの依頼に基づき緊急赴援を行うことができる。

なお、各方面総監は、指揮通信が不通となる等、適時に依頼を発出できない場合に備え、あらかじめ他方面総監との間に協定を締結する等、必要な準備を行うものとする。
- (4) 方面総監は、前3号のほか、陸上総隊司令官が命令を発せられない状況が生じた場合は、隣接する方面隊の警備区域で発生した災害に対する小規模な緊急赴援に関しては、あらかじめ方面総監相互に協定したところによりこれを行うことができる。
- (5) 第1ヘリコプター団が所在する駐屯地の駐屯地司令の職にある部隊等の長は、陸上総隊司令官の承認を受け、第1ヘリコプター団の所要の部隊をその所在する警備区域以外の警備区域に派遣することができる。

#### 2 指揮系統の特例等

- (1) 指揮系統の特例
  - ア 訓令第5条第1項及び第2項までの規定による陸上自衛隊の部隊等の長の指揮系統外の部隊等に対する指揮は、次による。
    - (ア) 方面総監は、自己の行う災害派遣の計画、準備（訓練を含む。以下同じ。）及び実施に関し、その警備区域内に所在（演習、訓練等のため一時所在することを含む。以下同じ。）する指揮系統外の部隊等（市ヶ谷駐屯地に所在する部隊及び陸上総隊司令部を除く。）の長を指揮するものとする。ただし、当該部隊等の当面

する本来の任務と災害派遣の準備及び実施とが競合する場合は、速やかに陸上総隊司令官を経て統合幕僚長に報告するものとする。

- (イ) 師団長及び旅団長は、方面総監の定めるところにより、自己の行う災害派遣の計画、準備及び実施に関し、それぞれ警備区域内に所在する指揮系統外の陸上自衛隊の部隊等の長を指揮するものとする。
  - (ウ) 駐屯地司令の職にある部隊等の長は、方面総監、師団長及び旅団長（以下「総監等」という。）の定めるところにより、自己の行う災害派遣の計画、準備及び実施に関し、当該駐屯地に所在する指揮系統外の陸上自衛隊の部隊等の長を指揮するものとする。
- イ 訓令第7条の規定により、方面総監は、その警備区域内に赴援された指揮系統外の部隊等の長を指揮するものとする。
- ウ 大規模震災災害派遣に関する方面総監の指揮系統外の部隊等に対する指揮については、前イのほか、別に示すところによる。

## (2) 指揮転移の時期

部隊等が警備区域を異にする方面総監に配属され、又は配属を解かれる場合の指揮転移の時期は、原則として、陸路を移動する部隊については、当該配属部隊が配属先の方面隊警備区域に入ったとき（配属を解かれるときにあつては出たとき）からとし、空路又は海路を移動する部隊については、当該配属部隊が配属先の方面隊警備区域内の指定された着上陸地点に到着したとき（配属を解かれるときにあつては出発したとき）からとする。

## 3 災害派遣の準備に関する措置

### (1) 災害派遣計画

訓令第8条第1項に規定する災害派遣計画の作成等は、次により行うものとする。

- ア 陸上総隊司令官は、陸上自衛隊の災害派遣計画を作成するものとする。
- イ 方面総監は、警備区域内における災害派遣計画を作成するものとし、この際、ウ及びエに規定する部隊等の長の作成すべき計画の準拠及び災害派遣実施の担任を明示するとともに、第1項第3号及び第4号に規定する緊急赴援に関し、あらかじめ協定しておくものとする。

なお、当該協定を行った場合には、その都度統合幕僚長に報告するとともに、陸上総隊司令官に通知するものとする。

- ウ 師団長及び旅団長は、方面総監の示す災害派遣計画に基づき、所要の計画を作成するものとし、この際、災害派遣に関し指揮する駐屯地司令の職にある部隊等の長の災害派遣実施の担任を明示するものとする。

エ 駐屯地司令の職にある部隊等の長又は総監等の特に命ずる部隊等の長は、総監等の示す災害派遣計画に基づき、必要とする事項を計画するものとし、この際、当該駐屯地に駐屯する部隊等の災害派遣任務を明示するものとする。

オ 陸上総隊司令官及び方面総監は、災害派遣計画を作成した場合又はこれを大規模に更新した場合は、その都度統合幕僚長に報告するものとする。

なお、方面総監が統合幕僚長に報告する場合は、陸上総隊司令官に通知するものとする。

## (2) 大規模震災災害派遣計画等

ア 訓令第8条第7項の規定による大規模震災災害派遣に関する計画の作成は、前号の規定を準用するほか、次により行うものとする。

(ア) 陸上総隊司令官は、訓令第8条第5項に規定する各自衛隊等の大規模震災災害派遣に関する計画に基づき、大規模震災に関する陸上総隊災害派遣計画を作成するものとする。

(イ) 方面総監は、陸上総隊司令官が作成する(ア)の計画に準拠し、大規模震災に関する方面隊災害派遣計画を作成するものとする。

(ウ) 各自衛隊等の大規模震災災害派遣に関する自衛隊災害派遣計画において任務を示された陸上総隊司令官以外の陸上自衛隊の部隊等の長は、同計画に基づき、大規模震災に関する当該部隊等の災害派遣計画を作成するものとする。

イ 訓令第8条第8項の規定により大規模震災災害派遣実施部隊の長たる陸上総隊司令官が都道府県知事等と連絡調整を行うに当たっては、大規模震災発生時における円滑かつ迅速な災害派遣の要請及び受理の要領等について方面総監を通じ調整するものとする。

## (3) 情報資料の収集整理

訓令第8条第1項に規定する災害派遣に関する準備として収集整理する情報資料は、次に掲げるものとする。

ア 災害の種類、分布、ひん度、時期及び程度に関する統計資料

イ 災害の原因、特に気象、海象及び地震等の諸要素並びにこれと関連して変化する河川及び海岸の状況、常習的崩壊地域の表層地質、交道、通信施設の状況及び危険物の分布状況等につき災害発生の時期及び程度の予察等の諸資料

ウ 災害防止施設の種類、分布及び強度並びに災害によるこれらの施設の常習的損壊地点及び損壊程度

エ 都道府県、市町村及び指定地方行政機関並びに公共機関等関係機関の防災計画

## 4 部隊等の派遣及び撤収

### (1) 要請を受けるいとまがない場合の措置

指定部隊等の長が知事等の要請を待つことなく部隊等を派遣する場

合には、次の各号により措置するものとする。

ア 事態が人命の緊急救助に関するものであり、かつ、市町村長又は警察署長等からの通報に接した場合は、速やかに部隊等を派遣し救助措置を行う。

イ 要請を待つことなく派遣を行うに当たっては、関係公共機関と緊密に連絡するとともに、努めて事後都道府県知事等の災害派遣要請文書の受理の措置を行う。

(2) 近傍災害派遣

近傍災害派遣を命ずることができる部隊等の長は、指定部隊等の長のほか、団、連隊、群、大隊、独立中隊及びこれらに準ずる部隊の長並びに学校、分校、病院、補給処及び補給処支処（出張所を含む。）の長とする。ただし、部隊等が駐屯地の近傍において教育、訓練等に従事している場合又は演習場の廠（しょう）舎若しくは野外に宿営している場合、その近傍に救援を要する火災、その他の災害が発生したときは、当該部隊等の指揮官は、救援に当たることができる。

(3) 大規模震災災害派遣

訓令第14条ただし書の規定により大規模震災災害派遣実施部隊の長たる陸上総隊司令官又は指定部隊等の長が防衛大臣の命令を待つことなく部隊等を派遣する場合には、次により措置するものとする。

ア 災害が大規模震災であることが指定されている場合にあっては、大規模震災災害派遣実施部隊の長たる陸上総隊司令官が第1号の規定又は訓令第11条の規定を準用するものとする。ただし、事態が人命の緊急救助に関するもの等特に緊急を要するものにあつては、陸上総隊司令官以外の指定部隊等の長は第1号の規定を準用することができる。

イ 災害が大規模震災であることが指定されていない場合にあっては、指定部隊等の長は、第1号の規定又は訓令第11条の規定を準用するものとする。

(4) 原子力災害に係る災害派遣の要請を受けた場合の報告

原子力災害に係る災害派遣実施部隊の長が、防衛大臣の命令を待つことなく部隊等を派遣する場合には、直ちに陸上総隊司令官を経て統合幕僚長に報告しなければならない。

(5) 原子力災害派遣との関係

訓令第27条の6及びこの達の規定に基づき原子力災害に係る災害派遣を行っている際に、法第83条の3に規定する原子力災害派遣が命令された時は、以後の活動については自衛隊の原子力災害派遣に関する訓令（平成12年防衛庁訓令第75号）及び自衛隊の原子力災害派遣に関する達（平成30年自衛隊統合達第13号）の定めるところによる。

(6) 部隊等の撤収に当たっての措置

災害派遣命令者は、部隊等の撤収に当たっては、次により措置するものとする。

ア 災害が大規模である場合の部隊等の撤収は、都道府県知事等から撤収の要請があった場合を除き、あらかじめその旨を順序を経て統合幕僚長に上申しその指示を受けるものとする。

イ 撤収に当たっては、関係市町村長、警察、消防機関等と周密に調整するとともに、都道府県知事等にその旨を通知（近傍災害派遣に関するものを除く。）するものとする。

## 5 行政管理

### (1) 地方公共団体等との協定

ア 指定部隊等の長は、あらかじめ関係公共機関等の準備する材料の品目、数量、集積場所及び使用並びに派遣部隊等の携行する装備品等の使用及び回収等に関して所要の協定を行っておくものとする。

イ 災害派遣命令者は、災害派遣の実施に際し、地方公共団体等との経費の負担区分を明確にするため、必要あるときは都道府県知事等と次の事項に関して所要の協定を行うものとする。

(ア) アの協定に基づき処置できない場合で、災害救助作業又は復旧作業の実施に必要な器材の現地における入手を代行する場合の  
手続及び経費の負担区分

(イ) 関係公共機関等の施設又は民家の提供を受けた場合の宿泊に伴う  
宿舎借上料、光熱水料、電話料、入浴料等の負担区分

### (2) 広報

災害派遣に際し、指定部隊等の長（大規模震災災害派遣に際しては、大規模震災災害派遣実施部隊の長たる陸上総隊司令官）及び派遣部隊等の長は、報道機関等に対しては、災害の状況及び自衛隊の活動状況を適時に発表するとともに、その取材協力に関する便宜供与を図り、被災者又は被災地住民に対しては、救援活動の状況及び給水施設、医療施設等民生安定上必要とする事項の周知を図る等、積極的に広報活動を行うものとする。

## 6 報告

### (1) 災害情報の報告

指定部隊等の長は、災害が発生するか、又はそのおそれがある場合は、その状況を直ちに順序を経て統合幕僚長に報告するものとする。

この際、大規模な災害又は特異な災害の場合には、直近上位を超える部隊等の長を電報の通報者にする等報告の速達に努めるものとする。

### (2) 統合幕僚長に対する報告

方面総監の統合幕僚長に対する報告は、陸上総隊司令官が取りまとめて実施するものとする。

## 7 航空機の常時待機等

### (1) 回転翼航空機の待機



方面総監は、訓令第25条の規定に基づき回転翼航空機を常時待機させる場合は、季節、天候その他の状況を考慮し待機の場所及び態勢を定めるものとする。

(2) 自衛隊に属しない航空機の航空救難

自衛隊に属しない航空機の航空救難を要する事故に伴う災害派遣を実施するに当たり、担任する業務の種類、部隊等の任務及び通報の実施要領については、自衛隊の航空救難に関する達（平成30年自衛隊統合達第14号）第3条、第7条から第8条、第26条、第46条、第49条、第52条及び第55条の規定を準用するものとする。

8 都道府県防災会議等の委員等

(1) 方面総監は、市町村防災会議の委員の指名要請を受けた場合は、適任の隊員を当該防災会議の委員に指名することができる。

(2) 方面総監は、委員等を指名し、又は変更した場合は、その都度関係都道府県知事に通報するとともに、陸上総隊司令官を経て統合幕僚長に報告するものとする。ただし、定期の人事異動に関連して委員等の変更を行ったときは、異動発令の日から30日以内に取りまとめて報告するものとする。

## 別紙第2（第3条、第6条関係）

### 海上自衛隊災害派遣実施要領

#### 1 指揮系統の特例等

##### (1) 地方総監の指揮の特例

地方総監は、訓令第5条第3項の規定により、災害派遣の実施に関しその警備区域内に所在する海上自衛隊の指揮系統外の部隊等の長（訓練、演習等のため一時所在する部隊の長を含む。）を指揮する必要があると認める場合は、当該部隊等の隷属する部隊等の長に協議して実施するものとする。この場合において、協議を受けた部隊等の長は、やむを得ない事由のない限り当該部隊等の長に対し、地方総監の指揮を受けさせるものとする。

##### (2) 同一災害現地における派遣部隊等間の指揮

指揮系統を異にする2以上の部隊等が同一災害現地に派遣され、同一任務に従事する場合には、前任の部隊等の長が救援活動に必要な範囲において、その行動を統一指揮するものとする。

##### (3) 同一地区に所在する部隊等間の調整

指揮系統を異にする2以上の海上自衛隊の部隊等が同一地区に所在する場合には、所在前任の部隊等の長が災害派遣の準備及び実施に関し、所要の調整を行うのを例とする。ただし、次の表の左欄に掲げる地区等における総合調整者は、それぞれ当該右欄に掲げる者とする。

地区等	総合調整者
地方総監部所在地	地方総監
鹿屋航空基地	第1航空群司令
八戸航空基地	第2航空群司令
厚木航空基地	第4航空群司令
下総航空基地	下総教育航空群司令
江田島地区	第1術科学学校長
岩国航空基地	第31航空群司令

##### (4) 大規模震災災害派遣実施部隊の長

大規模震災が発生した場合、災害区域を警備区域とする地方総監は、防衛大臣の命令により大規模震災災害派遣に当たるものとする。ただし、災害の規模、態様等により特に必要と認められる場合は、防衛大臣の命令により自衛艦隊司令官がその任に当たるものとする。

#### 2 災害派遣の準備に関する措置

##### (1) 災害派遣計画等の作成

ア 地方総監及びその指定する部隊等の長は、関係区域内において発生することが予想される災害に備えて、あらかじめ災害派遣計画を作成するものとする。

イ 海上自衛隊の指定部隊等の長（アに規定する者を除く。）は、部隊の性格、配備状況等に応じ、あらかじめ災害派遣計画又は災害派遣の準備及び実施の細目に関する部署（以下「災害派遣部署」という。）を定めるものとする。

ウ 海上自衛隊の部隊等の長（ア及びイに規定する者を除く。）は、当該部隊等の現状に応じ、あらかじめ所要の災害派遣部署を定めるものとする。

(2) 災害派遣計画の作成要領

ア 災害派遣計画は、部隊の平常任務、能力、配備、部外機関の状況、関係区域の災害特性、気象、海象その他災害の救援に必要な事項を考慮の上作成するものとし、通常次の各号に掲げる事項を含めるものとする。

(ア) 一般情勢及び地域特性

(イ) 災害派遣時の実施業務

(ロ) 部隊の運用方針

(ハ) 隷下の各部隊の任務

(ニ) 陸上自衛隊、航空自衛隊及び部外機関との協同要領

(ホ) 編成及び装備の基準

(ヘ) 情報収集計画

(ト) 後方支援計画

(チ) 広報計画

(リ) 指揮及び通信計画

(ヲ) その他

イ 地方総監は、警備区域の境界付近における災害の救援要領及び情報の収集配布並びに派遣部隊等に対する後方支援に関し、あらかじめ隣接警備区域の地方総監と協議し、その結果を災害派遣計画に示すものとする。

ウ 地方総監は、災害派遣時における指揮、部隊運用、後方支援その他の所要事項について、あらかじめ警備区域内に所在する指揮系統外の部隊等の長と調整し、その結果を災害派遣計画に示すものとする。

エ 災害派遣計画は、部隊等の配備及び能力の変化並びに災害派遣の実施に基づく教訓等によりその都度所要の修正を加え、常に現実に即応し得るよう整備するものとする。

オ 災害派遣部署に関する準備作業の標準は、付表のとおりとする。

カ 指定部隊等の長は、災害派遣計画を作成した場合又は災害派遣計画の重要な修正を行った場合は、その都度統合幕僚長に報告するも

のとする。

(3) 大規模震災災害派遣計画の作成要領

ア 大規模震災災害派遣実施部隊の長は、大規模震災災害派遣計画を作成するものとする。この際、前号（アを除く。）の規定を準用するほか、当該大規模地震についての地震防災派遣に関する計画との整合に留意するものとする。

イ 前号の規定を準用する場合において、「地方総監」及び「指定部隊等の長」とあるのは「大規模震災災害派遣実施部隊の長」と、「災害派遣計画」とあるのは「大規模震災災害派遣計画」と読み替えるものとする。

(4) 教育訓練

ア 部隊等の長は、災害派遣計画又は災害派遣部署に関する教育訓練を実施するとともに、関係法令、部外機関の防災態勢その他必要と認める事項について周知徹底を図り、災害派遣の実施に当たり遺憾のないよう準備するものとする。

イ 大規模震災災害派遣実施部隊の長は、大規模震災災害派遣に関する訓練を行う場合には、必要に応じ指揮系統外の部隊等の長と協議して、所要の部隊等の参加を得ることができるものとする。

ウ イの協議を受けた部隊等の長は、やむを得ない事由のない限り協議に応じ、当該訓練に参加し、又は隷下の部隊等に参加させるものとする。

(5) 部外機関との連絡調整

ア 指定部隊等の長は、平素から都道府県防災会議等を通じ、又は直接都道府県知事等と緊密に連絡調整し、所在部隊の現状及び要望等を開陳して相互意思の疎通に努め、災害派遣に関する協力態勢を確立するものとする。

イ 指定部隊等の長は、災害派遣を必要とする災害の発生が予想される場合には、都道府県知事等、市町村長、警察、消防機関、都道府県防災会議等又はその他の国若しくは地方公共団体の防災機関との連絡を強化するとともに、災害派遣の時機、派遣部隊等の規模その他救援活動に必要な連絡調整を行うものとする。

(6) 準備物件の整備点検

部隊等の長は、災害派遣に必要な物件及び災害派遣計画又は災害派遣部署に定める装備品等を平素から準備するとともに、災害多発期には、特に点検を励行して災害派遣に備えるものとする。

(7) 災害派遣準備作業及び待機

指定部隊等の長は、大規模な災害又は特異な災害の発生が予想される場合には、災害派遣計画又は災害派遣部署により災害派遣準備を命ぜるとともに、必要に応じ直ちに部隊等を派遣できるように待機させ、その状況を統合幕僚長に報告するものとする。

### 3 部隊等の派遣、撤収等

#### (1) 指定部隊等の長が要請を受けた場合の措置

ア 指定部隊等の長は、災害派遣の要請を受けた場合には、訓令第11条第1項及び第2項に規定する措置をとり、その旨を災害区域を警備区域とする地方総監に報告又は通報するとともに、統合幕僚長に報告するものとする。

イ 指定部隊等の長は、派遣する部隊等を保有しないとき、又は保有する部隊等の能力が十分でないときは、次に掲げる事項を示して速やかに適当と認められる他の指定部隊等の長に対して、部隊等の派遣又は増援について協力を求め、その旨をアの規定に準じて報告又は通報するものとする。

(ア) 災害の状況

(イ) 必要とする救援の状況

(ウ) 自己のとした措置

(エ) 派遣又は増援を必要とする理由

(オ) 派遣又は増援を希望する部隊等の規模

(カ) その他所要の意見

ウ イの規定により部隊等の派遣又は増援の要請を受けた指定部隊等の長は、速やかに隷下の部隊等を派遣し、その旨を当該要請部隊等の長に通知するとともに、アの規定に準じて報告又は通報するものとする。

エ 指定部隊等の長は、要請の内容が明らかに他の指定部隊等の長（陸上自衛隊又は航空自衛隊の部隊等の長を含む。）にあてたものであり、かつ、これらの者が災害派遣を行うことが適当と認められるときは、速やかに当該要請を移ちょうし、その旨を当該都道府県知事等に通知するものとする。

#### (2) 状況偵察

ア 地方総監は、災害状況の把握のため第5項第2号アに規定する状況偵察の必要があると認めるときは、部隊等を派遣することができる。

イ 指定部隊等の長（地方総監を除く。）は、必要があると認めるときは、アに準ずる措置をとるとともに、災害区域を警備区域とする地方総監に緊密に協力するものとする。

#### (3) 要請を受けるいとまのない場合の措置

ア 指定部隊等の長は、災害の救援が特に緊急を要し、都道府県知事等の要請を待つときは救援の時機を失するおそれがあると認める場合には、当該要請を待つことなく、第1号アの規定に準じて部隊等を派遣することができる。

イ 指定部隊等の長は、市町村長、警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害派遣に関する依頼を受け、直ちに救援の措置をとる

必要があると認める場合には、アに準じて部隊等を派遣することができる。

ウ 指定部隊等の長は、ア及びイの規定により部隊等を派遣した場合には、その旨を当該都道府県知事等に通知するとともに、事後努めて要請文書を受理するよう措置するものとする。

(4) 大規模震災災害派遣

ア 大規模震災災害派遣実施部隊の長は、訓令第14条ただし書の規定により部隊等を派遣した場合には、直ちにその旨を統合幕僚長に報告するものとする。

イ 指定部隊等の長は、訓令第14条ただし書の規定により部隊等を派遣した場合には、直ちにその旨を統合幕僚長に報告するとともに、当該大規模震災についての大規模震災災害派遣実施部隊の長に報告又は通報するものとする。

ウ アの統合幕僚長に対する報告は、第6条に規定する災害派遣概報をもって代えることができる。

(5) 要請の伝達

ア 指定部隊等の長以外の部隊等の長は、災害派遣の要請を受けた場合には、直ちにこれを当該災害の救援に最も適当と認められる指定部隊等の長に進達又は移ちょうし、その旨を当該都道府県知事等に通知するものとする。

イ 大規模震災災害派遣実施部隊の長以外の部隊等の長は、大規模震災に係る災害派遣の要請を受けた場合には、直ちにこれを大規模震災災害派遣実施部隊の長に進達又は移ちょうし、その旨を当該都道府県知事等に通知するものとする。

ウ イの要請の伝達に当たった部隊等の長は、以後必要に応じ大規模震災災害派遣実施部隊の長と当該都道府県知事等との間の連絡調整に当たるものとする。

(6) 派遣部隊等の撤収

災害派遣命令者は、部隊等の撤収に当たっては、当該都道府県知事等、市町村長、警察署長その他これに準ずる官公署の長と密接に連絡調整し、撤収の時期及びその方法について、特に配慮するものとする。

4 災害派遣時の措置

(1) 災害派遣の実施

ア 部隊等の長は、近傍の災害発生に際しては機を失することなく積極的に救援の措置をとるものとする。

イ 指定部隊等の長は、災害派遣に際し必要がある場合には、その状況に即応して他の指定部隊等の長と調整し、密接に協力して救援の措置を講ずるものとする。

ウ 地方総監は、警備区域内における大規模な災害の発生に際し、必要がある場合には、第1項第1号の規定により警備区域内に所在す

る部隊等を指揮して、災害の救援に任ずるものとする。

エ 自衛艦隊司令官、護衛艦隊司令官、航空集団司令官、教育航空集団司令官又は練習艦隊司令官は、ウの場合において、地方総監の協議に応じ隷下の部隊を派遣して地方総監に協力するものとする。ただし、災害区域が洋上であり、地方総監の指揮を受けさせることが適当でないと認めるときは、自ら派遣した部隊を指揮して災害の救援に当たるものとする。

## (2) 編成及び装備

ア 派遣部隊等の編成に当たっては、努めて固有編成を保持するものとし、必要に応じ、通信、情報、広報、衛生、経理、補給、整備、輸送等の要員を加えるものとする。

イ 派遣部隊等の装備は、現有装備品及び現有訓練用品等の範囲において災害の状況に応じ、災害派遣命令者が定めるものとする。

## 5 情報

### (1) 平素における情報資料の収集整理

ア 地方総監は、担当警備区域内の防災関係資料を収集整理し、隷下の部隊の長及び当該資料を必要とする指定部隊等の長に配布しておくものとする。

イ 指定部隊等の長（地方総監を除く。）は、災害派遣の実施に必要な資料を収集整理しておくものとする。

### (2) 災害の発生時又は発生のおそれがある場合の情報活動

ア 指定部隊等の長は、災害の発生時又は災害発生のおそれがある場合で状況が明らかでないときは、機を失せず予想現地を偵察する等所要の措置を講じ、災害派遣の要否、災害派遣実施要領等を決定するに必要な情報の収集に努めるものとし、その結果、大規模な災害又は特異な災害の発生が予想される場合には、その状況を速やかに当該区域を警備区域とする地方総監に報告又は通報するとともに、統合幕僚長に報告するものとする。

イ 部隊等の長は、当該部隊等の所在する区域又はその近傍において大規模な災害が発生したことを認めた場合には、速やかにその状況を当該災害区域を警備区域とする地方総監に報告又は通報するとともに、統合幕僚長に報告するものとする。

### (3) 災害派遣中の情報活動

ア 災害派遣命令者及び派遣部隊等の長は、派遣部隊等の行動に必要な情報及び派遣部隊等の増強の要否、撤収の時期等を決定するため必要な情報を収集し、所要の向きに配布するものとする。

イ 災害区域を警備区域とする地方総監は、必要に応じ災害派遣命令者の行う情報活動を支援するものとする。

## 6 通信

### (1) 自衛隊相互間の通信

陸上自衛隊又は航空自衛隊との相互通信に関しては、別に定める。

(2) 海上保安庁との通信

海上保安庁との相互通信に関しては、「海上自衛隊と海上保安庁との電気通信の協力に関する基本協定」（平成11年1月27日）に基づいて実施するものとする。

(3) 警察との通信

警察との相互通信に関しては、「治安出動における自衛隊と警察の通信の協力に関するマニュアルについて」（平成14年5月27日）に準じ、必要に応じて関係部隊等の長が現地において協定して実施するものとする。

(4) 非常通信の利用

艦船及び航空機等が災害の救援のため特に必要と認める場合は、無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）第129条及び第130条に規定する非常通信により警察、海上保安庁その他地方公共団体と通信することができる。

(5) 非常通信の協力

電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に規定する非常通信の実施を部外から依頼されたときは、業務に支障のない限り協力するものとする。

(6) 通信の統制

派遣部隊等の長は、災害派遣中において、通信の実施上必要な統制を適切に実施し、部隊等の行動上重要な事項の伝達に遺憾のないように努めるものとする。

7 後方支援

(1) 後方支援

ア 派遣部隊等に対する後方支援は、平素の支援要領に準ずるものとする。

イ 災害派遣命令者は、派遣部隊等が最寄りの海上自衛隊の基地又は港湾等において円滑な後方支援が得られるよう関係部隊等に所要の事項を連絡するものとする。

(2) 後方支援の責任

ア 災害区域を警備区域とする地方総監は、前号アに規定する後方支援に関して全般的責任を有するものとする。

イ 地方総監は、後方支援を実施するため、次の措置をとるものとする。

(ア) 後方支援システムの指示

(イ) 後方支援担当部隊の能力の強化

(ウ) 必要に応じ隣接の地方総監及び他の自衛隊に対する協力の要請

(エ) その他必要と認められる措置

(3) 調達の実施



派遣部隊等に対する現地における調達の実施に当たっては、努めて部外機関との連絡を緊密にし、民需との調整を図るものとする。

(4) 補給の実施

ア 派遣部隊等に対する補給の実施は、災害地の最寄りの部隊等が担任するものとする。ただし、その補給能力が不足すると認められる場合は、災害区域を警備区域とする地方総監が直接担任するものとする。

イ 派遣部隊等の長は、災害派遣中における燃料、糧食、その他の所要量の見積り、搭載予定等を作成し、補給に任ずる部隊等の長に通知するものとする。

ウ 補給に任ずる部隊等の長は、イの派遣部隊等の長から通知を受けた補給予定に基づき、補給計画を作成し、派遣部隊等の長に通知するとともに、この計画に基づき補給を実施するものとする。

(5) 整備支援

地方総監は、派遣部隊等の艦船又は航空機等の整備を支援するため必要があると認めるときは、所要の人員を現地に派遣するものとする。

(6) 福利厚生

ア 派遣部隊等の長は、災害派遣が長期にわたることが予想される場合には、特に隊員の福利厚生について遺憾のないように配慮しなければならない。

イ 地方総監は、現地における特殊事情を考慮し、派遣部隊等に対する福利厚生の支援を適切に実施するものとする。

(7) 保健衛生

ア 派遣部隊等の長は、健康管理に関する監督指導を強化するとともに、隊員の体力、精神力特に持久力の維持に努めるものとする。

イ 派遣部隊等の長は、隊員の健康管理に当たっては、次の事項を実施するものとする。

(ア) 衛生情報の収集、特に被災地における伝染病発生状況の把握及びその対策

(イ) 疲労程度の判定及び疲労の防止

(ロ) 衛生思想の普及徹底及び疾病の予防

(ハ) 停泊地又は救援作業地における衛生的な環境の維持

(ニ) 撤収後における臨時健康診断及び携行物件の消毒

ウ 派遣部隊等の長は、隊員に患者が発生した場合には、最寄りの自衛隊の医療機関又は必要に応じ部外の医療機関において療養を受けさせるものとする。この場合、派遣部隊等の長は、療養の状況を災害派遣命令者に報告又は通報するものとする。

(8) 表彰資料の整備

災害派遣命令者及び派遣部隊等の長は、派遣部隊等及び隊員の功績に留意し、表彰に該当する事項の資料を整理するものとする。

## 8 災害救助物品の報告

### (1) 準備報告

指定部隊等の長又は大規模震災災害派遣実施部隊の長は、災害救助物品の準備を行った場合には、速やかに次のア及びイに掲げる事項を統合幕僚長に報告するとともに、派遣部隊等の長に通報しなければならない。

ア 災害救助物品に対する要請があった場合には、要請者名及び要請の内容

イ 災害救助物品の準備状況

(ア) 準備物件の品名数量

(イ) 発送予定月日

(ウ) 輸送方法（災害派遣艦船に搭載する場合には、搭載艦船名、品名及び数量）

### (2) 引渡し報告等

派遣部隊等の長（大規模震災災害派遣時にあっては、大規模震災災害派遣実施部隊の長）は、災害救助物品を被災者又は部外機関に引き渡した場合には、次のアからウに掲げる事項を統合幕僚長及び当該物品管理者又は分任物品管理官に報告又は通知するものとする。

ア 貸与（譲与）年月日

イ 貸与（譲与）物品名、数量、貸与（譲与）先

ウ 貸付け（譲与）を必要とした概況及び貸付けした場合の貸与期間

## 9 行動報告

### (1) 災害派遣概報

第6条第2項に規定する報告については、第6条第1項に準じて報告するものとする。

### (2) 災害派遣詳報

自衛艦隊司令官、護衛艦隊司令官、航空集団司令官、地方総監、教育航空集団司令官及び練習艦隊司令官は、第7条の規定により隷下部隊等の長から提出された災害派遣詳報に対し、必要な所見を添付するものとする。

付表

海上自衛隊の災害派遣準備作業の標準

項目	配備	災害派遣準備第3配備	災害派遣準備第2配備	災害派遣準備第1配備
待機	配備下令時期の基準	災害派遣の可能性があると判断される場合	災害派遣の可能性大であると判断される場合	災害派遣の必至であると判断される場合
	艦船	応急出動艦船は、原則2時間待機とし、その他のものは、12時間待機とする。	応急出動艦船は、原則30分待機とし、その他のものは、6時間待機とする。	所要の艦船は、原則即時待機とする。
	航空機	応急出動機は、2時間待機とする。	応急出動機は、30分待機とする。	所要の航空機は、30分待機とする。
欠員補充	人員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 上陸及び外出は平常どおりとするが、特に必要と認める場合のほか、年次休暇及び区域外旅行は許可しない。</li> <li>2 上陸及び外出員の所在を明確にさせる。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 艦船部隊は上陸を中止する。</li> <li>2 陸上部隊は総員の1/2以内で外出を許可する。ただし、外出員は所在を明確にし、呼集に即応できるようにする。</li> <li>3 派遣部隊の編成準備を行う。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 派遣部隊を編成し待機させる。</li> <li>2 原則として上陸及び外出を許可しない。</li> </ol>
	機	状況により、欠員補充を計画する。	一部の補充を実施する。	必要な補充を実施する。
補給整備	補給	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害の様相及び行動期間を予測して、生糧品、清水、燃料、貯糧品、医薬品及び災害救助物品の補給計画をたてる。</li> <li>2 待機時間内に行動を開始できるように補給整備を開始する。</li> </ol>	待機時間内に行動を開始できるように補給整備をおおむね完了する。	即時出動できるように補給整備を完了する。
	整備	通信、情報、オペレーション等の当直を各配備に応じて強化する。		
自隊警備	荒天準備その他の被害予防対策を講ずる。			

## 別紙第3（第3条、第6条関係）

### 航空自衛隊災害派遣実施要領

#### 1 部隊等の長の責務

- (1) 航空自衛隊の指定部隊等の長は、指揮系統上の上級の指定部隊等の長の命令又は自ら発する命令に基づき、隷下部隊等の長及び基地に所在する指揮系統外の航空自衛隊の部隊等の長（訓練、演習等のため、臨時に所在する部隊等の長を含む。）の一部又は全部を指揮して訓令第11条から第13条に規定する災害派遣（以下「通常災害派遣」という。）を行うとともに、これに必要な計画の作成、準備及び訓練を行うものとする。
- (2) 航空総隊司令官は、防衛大臣の命令により、航空自衛隊の部隊等の長を指揮して大規模震災災害派遣及び訓令第5条第7項に規定する災害派遣（以下「大規模災害派遣」という。）を行うとともに、これらに必要な計画の作成、準備及び訓練を行うものとする。
- (3) 部隊等の長は、防衛省の施設（当該近傍災害派遣を実施する部隊等が所在する基地に所在する施設を除く。）又はその近傍に災害が発生した場合においては、近傍災害派遣を行うものとし、災害派遣に関するそれぞれの部隊等の長の権限に応じ必要な措置を行うものとする。

#### 2 災害派遣の準備に関する措置

- (1) 指定部隊等の長は、通常災害派遣に関する部隊等の災害派遣計画を作成し、所要の準備を整えておかなければならない。この場合、当該計画には、次に掲げる事項を含めるものとする。
  - ア 災害に関する情報見積り
  - イ 関係部隊等及び防災関係機関等との協力要領
  - ウ 災害発生時における処置要領（方針、指導要領（要すれば準備、初動及び増強の各段階に区分する。））
  - エ 部署基準（編成、装備等）
- (2) 大規模震災災害派遣及び大規模災害派遣（以下「大規模震災等災害派遣」という。）に関する計画は、次のとおりとする。
  - ア 訓令第8条第7項の規定による計画（以下「部隊個別対処計画」という。）は、訓令第8条第4項の規定により統合幕僚長が定める計画に基づき、航空総隊司令官が定める。
  - イ 航空総隊司令官は、大規模災害派遣の指揮系統等の必要な事項に関して、防衛大臣の命令に基づき、訓令第8条第5項に規定する大規模震災災害派遣の計画に準拠することができる。
  - ウ 航空総隊以外の部隊等の長は、部隊個別対処計画の作成に関し航空総隊司令官に協力するものとし、当該計画に基づき所要の準備を整えておかなければならない。

### 3 災害派遣の実施

#### (1) 派遣部隊等の任務

派遣部隊等は、被害状況の偵察、避難の援助、遭難者等の捜索及び救助、消防、水防、人員及び物資の緊急輸送、道路の応急啓開、応急医療、救護及び防疫、給食、給水その他の救援活動によって人命又は財産の保護に当たるものとする。

#### (2) 通常災害派遣

指定部隊等の長が通常災害派遣を行う場合の要領は、訓令第11条、第12条又は第13条の規定によるほか、次のアからカのとおりとする。

ア 基地司令の職にある指定部隊等の長が、当該災害派遣に関し、単独で対処できない場合は指揮系統上の上級の指定部隊等の長に報告する。ただし、訓令第5条第5項別表右欄に掲げる基地の基地司令の職にある部隊等の長にあっては、指揮系統上の上級の指定部隊等の長を同表左欄に掲げる者とする。

イ アの報告を受けた航空方面隊司令官は、原則として、当該災害派遣を実施するものとする。ただし、災害の場所及び規模等の状況により訓令第3条第20号から第23号に規定する他の部隊等の長が実施することが適当と判断される場合は、当該指定部隊等の長と担任について協議するものとする。

ウ 災害派遣を実施することとなった指定部隊等の長は、必要に応じ、関係する陸上自衛隊の指定部隊等の長、海上自衛隊の指定部隊等の長又は航空自衛隊の指定部隊等の長に協力を依頼するものとする。

エ 協力を依頼された陸上自衛隊及び海上自衛隊の指定部隊等の長は、その全部又は一部においてこれに応じることができるときは速やかに部隊等を派遣し、協力するものとする。

オ 航空方面隊司令官及び基地司令の職にある指定部隊等の長は、救難機又は回転翼輸送機を使用した災害派遣を実施する必要がある場合は、航空救難団司令に対して協力を依頼するものとする。

カ 航空支援集団司令官は、航空機の集中を要する場合等、当該隷下部隊を自ら指揮する必要があると認めるときは、調整によりその指揮を引き継ぐことができる。

#### (3) 大規模震災等災害派遣

ア 大規模震災等が発生した場合の対処の要領は、第2項第2号に規定する計画によるほか、統合幕僚長が指示するところによる。

イ 訓令第14条ただし書の規定により航空総隊司令官又は指定部隊等の長が、防衛大臣の命令を待つことなく部隊等を派遣する場合の要領は、次の(ア)から(ウ)のとおりとする。

(ア) 指定部隊等の長が、自衛隊の地震防災派遣に関する訓令（昭和

55年防衛庁訓令第29号)第9条の規定により防災派遣を命ぜられている場合にあつては同訓令第14条の規定を準用する。

(イ) (ア)以外の場合にあつては指定部隊等の長が通常災害派遣を行うものとする。ただし、指定部隊等の長は、航空総隊司令官から大規模震災災害派遣を命ぜられたとき又は自ら大規模震災の発生を知ったときは、速やかに大規模震災災害派遣態勢に移行するとともに、必要な措置をとらなければならない。

(ウ) (ア)及び(イ)に規定するもののほか、航空総隊司令官は、部隊等に大規模震災災害派遣を命ずるに当たつての必要な細部を、部隊個別対処計画において明らかにするものとする。

ウ 大規模震災等災害派遣に関し航空総隊司令官の指揮を受けている指定部隊等の長が、都道府県知事等から災害派遣を要請された場合又は大規模震災災害派遣に係らない他の指定部隊等の長から訓令第11条第1項の規定により災害派遣の協力を求められた場合の部隊等の派遣は、同項の規定にかかわらず、航空総隊司令官が命ずるものとする。

#### (4) 原子力災害に係る災害派遣

航空総隊司令官が、原子力災害に係る災害派遣を行うに当たつては、自衛隊の原子力災害派遣に関する達第7条の規定により作成する原子力災害派遣に関する計画を準用する。

#### (5) 災害派遣命令等

ア 災害派遣のため部隊等に行動を命ずる場合に発する行動命令(以下「行災命」という。)には、災害の状況、派遣の目的、派遣部隊等(任務、編成、装備)、派遣予定期間、行動区域その他必要な事項を示すものとする。

イ 派遣部隊等の撤収を命ずる場合に発する行災命には、撤収の根拠、撤収時期その他必要な事項を示すものとする。

ウ 行災命は、緊急の場合には、口頭又は電話により発することができるものとし、発した場合には、事後、速やかに文書処理を行うものとする。

### 4 報告

第6条から第8条までの規定による災害派遣に関する報告は、次により行うものとする。

(1) 通常災害派遣を実施した場合は、災害派遣命令者は第6条第1項に規定する報告を実施する。この場合において、災害派遣の規模が大きい場合又は災害が特異な場合であつて、統合幕僚長が特に命じた場合には、第7条の報告を実施するものとする。

(2) 第6条第2項に規定する近傍災害派遣に関する報告については、第6条第1項に準じて実施するものとする。

(3) 大規模震災等災害派遣を実施した場合には、第7条に規定する報告

を実施するものとする。

- (4) 航空総隊隷下以外の部隊等の長が実施した災害派遣に関する第7条に規定する報告は、隷属上級部隊等の長を経由し、航空総隊司令官及び航空方面隊司令官等にも配布処置するものとする。ただし、支援集団司令官が自ら災害派遣を実施した場合については、航空総隊司令官のみに配布処置するものとする。
- (5) 第6条に規定する報告は、電話又は電子メール等によることができるものとする。この場合において、基地司令の職にある指定部隊等の長は、隷属する上級部隊等の長に対し報告を実施するとともに、訓令第5条第5項に規定する方面隊司令官に対しても、必要に応じて同報するものとする。

別表（第6条関係）

災害派遣概報における報告事項（基準）

区 分		報 告 事 項		備 考
1	全 般	災害派遣に係る状況		要請内容、件名等
		災害派遣命令者、命令日時		
2	情報収集のための部隊の活動	A 航空機による情報収集	派遣部隊名	
			派遣規模	機種、機数、乗員数
			駐屯地等離着陸時刻	
			情報収集空域	情報収集開始・終了時刻、空域変更時刻も含む。
			活動結果	
		B 地上部隊による情報収集	派遣部隊名	
			派遣規模	派遣数（班・組） 人員数、車両数
			駐屯地等出発・到着時刻	
			情報収集経路・地域	到着・離脱時刻、地域変更時刻も含む。
			活動結果	
		C 艦船による情報収集	派遣部隊名	
			派遣規模	艦種、艦数
			基地等出発・到着時刻	
			情報収集海域	到着・離脱時刻、海域変更時刻含む。
			活動結果	
		D 連絡要員	派遣部隊名	
			派遣規模	派遣数（班・組等） 人員数、車両数
			駐屯地等出発時刻	
			派遣先及び到着時刻	
			じ後の予定	派遣先の変更
3	指揮機能の確立	A 指揮所の状況	主指揮所、前方指揮所	位置、人員、準備状況
			じ後の予定	指揮所の位置の変更
		B 初動対処のための通信確保 (通信部隊)	派遣部隊名	
			派遣規模	派遣数（班・組） 人員数、車両数
			駐屯地等出発・到着時刻	
			活動地域	到着・離脱時刻、地域変更時刻も含む。
			活動内容	
			じ後の予定	活動地域の変更



区 分		報 告 事 項		備 考
4	人命救助のための活動	A 初動対処部隊 (先遣部隊) 衛生部隊	派遣部隊名	
			派遣規模	人員数、 車両・艦船・機数
			駐屯地等出発・到着時刻	
			活動地（海空）域	到着・離脱時刻、地域等 変更時刻含む。
			活動内容	
			じ後の予定	
			活動実績	救出人員数等
		B 緊急空輸 部隊	派遣部隊名	
			派遣規模	機種、機数、 搭乗員数
			駐屯地等離着陸時刻	
			活動空域等	到着・離脱時刻等、空域 等変更時刻含む。
			活動内容	
			じ後の予定	
			活動実績	救出人員数等
5	主力（追加兵力）による救援活動	救援活動内容	捜索・救助、物資空輸、 林野火災、生活支援等	
		派遣部隊名		
		派遣規模	人員数、主要装備品 車両、艦船、機数	
		駐屯地等出発・到着時刻		
		活動地（海・空）域等	到着時刻等含む。 地域等変更の都度	
		じ後の予定		
		活動実績	救助人員数、 輸送人員数・物資量、 消火回数（放水量）、 生活支援給水量、給食・ 入浴者数 等	
6	共通	活動の可否及びその理由	天候等	

\* 駐屯地等出発時刻については、訓練実施中から災害派遣に移行する場合の訓練地域等からの出発時刻を含む。

\* 報告については、電話、電子メール又は中央指揮システム（クロノロジー機能）等使用可能な手段を使用して実施できるものとする。

\* 報告要領の一例

情報収集のための活動 航空機による情報収集 駐屯地等離陸時刻 1130  
→ 2 A 駐屯地離陸時刻 1130

四半期災害派遣総括表

日 月 年 隊 部 名

項目	派遣場所 及 要請者	要請 日時	派遣部隊 (駐屯地等)	派遣期間 (日数)	派遣人員 (人)	延べ派 車 (両)	延べ 艦 船 (隻)	延べ航空機 (機)	主要成果の概要 (概数)	備考
記載例：(規格：A4横)										
風水害 (台風14号)	〇〇県△△地区 □□地区 ××地区 〇〇県知事	10.3 1500	〇〇普通連 (〇〇駐屯地) △△施大 (〇〇駐屯地)	10.3 ～ 10.5 (3日)	600 300	50 40		1 2 OH-6×6 UH-1×6	人員輸送 130人 (車両大型) 堤防補強 約2km (土のう約5,000袋) 給水支援 15t	車両中 ドーザ3両 水ト10両
風水害 (12号台風)	〇〇県下一帯 〇〇県知事	10.15 0800	第〇師団主力	10.15 ～ 11.27 (13日)	16,900	2,990		104 OH-6×40 UH-1×40 CH-47×24	略	〇方防第△ 号参照
その他 (海洋汚染・ 重油流出)	〇〇県〇〇北方 (日本海) 第〇管区海上保安 本部長	5.6 1700	〇〇地方隊 自衛艦隊	5.6 ～ 6.18 (44日)	77,222	880	924隻	2 2 0 P-3C×88 SH-60J×132	流出油の回収 流出油の拡散状況調査	〇方防第△ 号参照
遭難船舶 (海上衝突)	〇〇県〇〇西方 (熊野灘) 第〇管区海上保安 本部長	6.11 1800	〇〇地方隊 自衛艦隊	6.11 ～ 6.15 (5日)	7,000		35隻	3 0 P-3C×10 SH-60J×15 UH-60J×5	乗員の救助 救助した乗員の輸送 行方不明乗員の捜索	
急患輸送	〇〇空港→〇基地 〇〇県知事	8.15 2300	第〇航空団 (〇〇基地)	8.15	9			2 UH-60J×1 U-125A×1	患者、医師及び付き添い 計3名の空輸	〇〇救難隊
近傍火災 (鎮火協力)	〇〇県×市△町 自主派遣		第〇術科学校 (〇〇基地)	8.29	7	2			民家一戸消火支援 (放水2500l)	車両中 消防車1両 給水車1両
合計				日	人	両	隻			機

#### 記載要領

- 1 災害派遣要請各1件を基準にし実施の順に整理する。近傍災害派遣については、一回の派遣を1件として整理する。
- 2 項目は、風水害、震災等（地震・津波・火山噴火）、消火支援（近傍火災・山林火災・山火）、捜索救助（遭難船舶・遭難航空機・山岳遭難者・行方不明者）、救急患者の輸送、その他（物資の輸送・給水支援・災害地等の状況偵察・その他）に区分し、下段には括弧書きで事象の概要を簡潔に記載する。
- 3 当四半期に終了しない災害派遣で別報告するものについても記載例に準じて記載する。
- 4 大規模又は特異な災害派遣で別報告するものについても記載例に準じて記載する。
- 5 「延べ派遣人員」は、派遣部隊等において行動する人員及び派遣部隊等以外の部隊等で災害派遣に関する勤務に従事し部隊等の長が指名した人員（災害派遣人員という。）を累計記載する。
- 6 航空機については、延べ機数の下に機種ごとの機数を内数として記載する。